

鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年条例第28号）新旧対照表

※下線部は改正部分

現 行						改 正 案						備 考	
別表第1(第3条関係)						別表第1(第3条関係)						シャイニータウン草牟田地区の地区整備計画区域を追加。	
名 称			区 域			名 称			区 域				
略			す			略			す				
						<u>シャイニータウン草牟田地区地区整備計画区域</u>			都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニータウン草牟田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域				
別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)						別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)							
計画区域	ア	イ	ウ			エ	計画区域	ア	イ	ウ			エ
			建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度							建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			
			(ア)	(イ)	(ウ)					(ア)	(イ)	(ウ)	
			区分	数値	適用の除外				区分	数値	適用の除外		
略					す	略						す	

	シャ イニ ータ ウン 草牟 田地 区地 区整 備計 画区 域	サ ニ ビ ス ・ 居 住 地 区	次に掲げる建 築物 (1) 学校、図書館 その他これら に類するもの (幼稚園、集会 所を除く。) (2) 自動車車庫 及び倉庫(附属 建築物を除 く。)	500平 方メ ートル	外壁 等の面 から区 域内の 道路境 界線(隅 切り部 分を除 く。ま での距 離	1.5メ ートル	次のい ずれかに 該当する 建築物又 は建築物 の部分 (1) 車庫、 物置そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが3 メート ル以下 である もの (2) 外壁 等の中 心線の 長さの 合計が 4メー トル以 下であ	シャイニータ ウン草牟田地 区地区整備計 画区域におけ る建築物の用 途の制限等を 規定。
--	---	---	---	-------------------	---	-------------	---	---

						<u>るもの</u> <u>(3) 玄関</u> <u>その他</u> <u>これに</u> <u>類する</u> <u>建築物</u> <u>の部分</u> <u>(4) 給油</u> <u>所の上</u> <u>屋</u>	
	都市型居住地区	次に掲げる建築物 <u>(1) 学校、図書館</u> <u>その他これら</u> <u>に類するもの</u> <u>(幼稚園、集会所を除く。)</u> <u>(2) 神社、寺院、</u> <u>教会その他これらに類するもの</u> <u>(3) 公衆浴場</u> <u>(4) 病院</u> <u>(5) 店舗、飲食店</u> <u>その他これら</u> <u>に類する用途</u> <u>及び事務所の</u>	165平方メートル				15メートル

			<p>用途に供する 部分の床面積 の合計が500平 方メートルを 超えるもの</p> <p>(6) 自動車車庫 及び倉庫(附属 建築物を除 く。)</p> <p>(7) 給油所</p> <p>(8) 集会場</p>						
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--